

**あなたのご世帯は、国民健康保険料が未納となっております。**  
**支払期限までに納付してください。支払期限を経過しても納付がない場合には、**  
**法律に基づき、行政処分を行う場合があります。**

※既に納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。

※督促状は金融機関では使用できません。

※督促状表面にバーコードが印字されていない場合は、同封の納付書をご使用いただくか、国民健康保険課までお問い合わせください。

◎お手元の督促状と照らし合わせてご確認ください。

国民健康保険料は、世帯主に納付義務があります。世帯主が社会保険等に加入している場合でも、世帯主に被保険者全員の保険料を請求しています。

こちらにバーコードの印字がない場合は、同封の納付書をご使用いただくか、国民健康保険課までお問い合わせください。

未納となっている期別、金額です。支払期限までに納付してください。

こちらに記載の場所・方法で納付してください。

社会保険等に加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

**窓口受付時間**  
 平日 8:30～17:00  
 第2日曜日 9:00～  
 ※令和6年6月から、休日窓口は第2土曜日になります。  
 ※上記以外の土曜日・日曜日・祝日は受付していません。また、窓口受付日は変更となる場合があります。